

---

## 9. 誘導施策

### 9.1 誘導施策の基本的な考え方

誘導施策については、都市再生特別措置法の改正を契機とし、国において従来の施策の拡充や、新たな施策の創設等が行われており、国等が直接行う施策、国等の支援を受けて市が行う施策及び市が独自に講じる施策の3種類に大別されます。

これと合わせて、誘導施設に位置付けられた施設の都市機能誘導区域外における開発行為、建築行為については、届出制度が適用されます。また、住宅等の立地に際しても、区域外の一定規模以上の開発等について、届出の対象となります。

なお、都市機能や居住の誘導に当たっては、制限や規制によるものではなく、国若しくは市において事業者がメリットを最大限享受できるような施策を充実させることや公共交通の利便性を向上させる施策を講じることにより、誘導区域全体の質を高め、暮らしやすさを確保することで、緩やかな誘導を図るものとします。

#### (1) 都市機能誘導施策

##### 1) 国等が直接行う施策

国等が直接行う施策としては、例えば、誘導施設に対する税制上の特例措置や、都市再生法において規定されている民間都市開発推進機構による金融上の支援措置等があります。

本市においては、事業者等に対し、これらの支援措置制度の情報等を提供するなど積極的な活用を促します。

##### 2) 国の支援を受けて市が行う施策及び市が独自に講じる施策

国の支援を受けて市が行う施策としては、例えば、国の既存補助制度を活用した、公的施設や都市基盤の整備等を引き続き行うほか、新設・拡充された都市機能立地支援事業（民間事業者等への直接補助）や都市再構築戦略事業（社会資本整備総合交付金）などの活用を今後検討することとします。

9.2 において、想定される施策方針ごとに、市が独自に講じる施策と合わせて具体的事業を検討し、多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画に位置付け、計画的に取り組めます。

## (2) 居住誘導施策

### 1) 国の支援を受けて市が行う施策及び市が独自に講じる施策

国の支援を受けて市が行う施策としては、例えば、居住環境の向上を図るため居住者の利便の用に供する公共施設を整備したり、公共交通の確保を図るため交通結節機能の強化・向上を図ること等が考えられます。

9.2において、想定される施策方針ごとに、市が独自に講じる施策と合わせて具体的事業を検討し、多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画に位置付け、計画的に取り組めます。

## 9.2 高松市として取り組んでいく施策

都市機能誘導区域への誘導施設の立地誘導及び居住誘導区域への居住の誘導を図るため、本市では、国の支援策も活用しつつ、独自の施策として下表の施策の方針ごとに施策を実施し、具体的な事業については多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画に登載して取り組むこととします。

### 【施策として取り組む内容】

| 施策区分            | 施策の方針                        | 施策                  | 取り組むべき内容                                                                                                        |
|-----------------|------------------------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都市機能の誘導を図るための施策 | 1 都市機能・生活機能の集約・強化            | 都市機能の誘導や高質化         | ・都市再生整備計画（仏生山地区）のほか、「都市再構築戦略事業」や「都市機能立地支援事業（民間補助）」の導入を検討し、医療・福祉・商業など、各拠点の特性に応じた都市機能について、民間活力も活用しながら、維持・誘導を図ります。 |
|                 |                              | 中心市街地の魅力の強化         | ・中心市街地活性化事業の活用など、中心市街地ににぎわい向上に資する効果的な支援を実施し、広域交流拠点としての都市機能の集約・強化を図ります。                                          |
|                 | 2 居住人口の維持・誘導（居住誘導に関する直接的な施策） | 定住人口の維持・誘導          | ・空き家バンク制度や空き家改修補助事業などの既存ストックの活用や、定住に向けたインセンティブの設定等を構築し、定住人口の維持・誘導を図ります。                                         |
|                 |                              | 選ばれる地域づくりの推進        | ・地域の特性に応じた魅力の向上により、若者や子育て世代などから選ばれる、移り住みたい地域づくりを推進します。                                                          |
|                 | 3 地域の暮らしやすさの向上（居住誘導区域内での取組）  | 良好な居住環境の創出          | ・地震・津波対策海岸堤防等整備計画や公園整備事業などの推進により、誰もが安全で安心して健やかに暮らせる魅力的な環境を創出します。                                                |
|                 |                              | 人との繋がりのある地域づくりの推進   | ・地域コミュニティの再生と、地域包括ケアシステムなどの強化を進め、あらゆる世代の人が地域で暮らしやすい環境を構築します。                                                    |
|                 | 4 公共交通ネットワークの再編              | 持続可能な公共交通ネットワークの再構築 | ・新駅整備事業や複線化事業等の鉄道幹線軸強化を初めとし、これらの結節を基本としたフィーダー系統などのネットワークの再構築を図ります。                                              |
|                 |                              | 公共交通の利便性の向上         | ・ＩＣカードを利用した乗り継ぎ割引などの公共交通の利便性の向上による利用促進を図ります。                                                                    |
|                 | 5 都市経営の効率化                   | 効率的で効果的な行財政運営の推進    | ・ファシリティマネジメント推進事業を始めとする既存公共施設の有効活用などによる行財政運営の適正化に努めます。                                                          |
|                 |                              |                     | ・既存事業の集約再編などによる行政サービスの効率化を図ります。                                                                                 |
|                 | 6 市街地拡大の抑制                   | 土地利用の適正化            | ・都市機能や居住、農地利用など、目指すべき都市の骨格構造に即した土地利用を推進し、居住環境を維持します。                                                            |
|                 |                              | 市街地の有効活用            | ・中心市街地等の未利用地や既存ストックを活用し、生活利便性が高いエリアへ居住を誘導することにより、市街地拡大を抑制します。                                                   |

---

### **\*周辺自治体との連携**

人口減少、少子・超高齢社会が進展する中、今後、本市のみならず、複数の市町からなる広域の圏域内で、コンパクト化とネットワーク化を進め、一定の人口の維持や活力ある社会経済を維持することが求められています。

国では、複数の市町村で広域生活圈や経済圏が形成されている場合などには、当該複数の市町村が連携し、広域的な立地適正化の方針を作成して、それぞれの立地適正化計画を作成することが望ましいと示しています。

このようなことから、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏を構成する市町に対して、本市が取組んでいるコンパクトなまちづくりについて情報提供や説明を行ってきましたが、今後においても、周辺市町と一体感のある圏域づくりに向けた環境整備に努めていきます。